

学生及び教職員に感染者等が発生した場合の対応基準

下表を参考にリスク管理室会議にて協議する。

	発生事象に該当する 学生・教職員への対応		発生事象に該当しない学生・教職員への対応		行動指針レベル の変更	
	学生	教職員	学生・教職員	帰宅困難な寮生		
発生 事象	感染	保健所から就業制限が解除される日まで 出席停止	保健所から就業制限が解除される日まで 就業禁止	中央東福祉保健所と相談の上、判断する。 ・感染経路が判明し、学外での感染が明らかであり、他の学生や教職員に感染を広めている恐れが低い場合は、発生時点の行動レベルに従う ・学内で感染が広がっている恐れが高い場合は、行動指針レベル5に従う	状況に合わせて切正寮で対応する	中央東福祉保健所と相談の上、判断
	濃厚接触	保健所から指定される期間自宅待機 帰宅困難な寮生は切正寮に待機	保健所から指定される期間自宅待機 職務専念義務免除もしくは在宅勤務	中央東福祉保健所と相談の上、判断	中央東福祉保健所と相談の上、判断	中央東福祉保健所と相談の上、判断
	感染疑い	自宅待機 帰宅困難な寮生は切正寮に待機	自宅待機 職務専念義務免除もしくは在宅勤務	発生時点の行動指針レベルに従う	発生時点の行動指針レベルに従う	変更なし

注：本対応基準は必要に応じて整理・修正します。